

## 警察表彰規則の施行について（抄）

（昭29.8.6 警察庁発務第53号、警察庁次長から各公安委員会委員長、各部課長、警大長、科研長、皇本長、各管区局長、道通信部長あて）

改正 昭35.3.28警察庁乙官24・乙務6・乙刑2・乙保9・乙通2  
昭40.2.15警察庁乙務3・乙官4

警察職員の表彰については、昭和29年7月1日警察法（昭和29年法律第163号）の施行後においても、従前の国家公安委員会のした定の効力の経過措置に関する規則（昭和29年国家公安委員会規則第2号）の定めるところにより、国家地方警察基本規程（昭和23年国家公安委員会規則第5号）第8章の表彰に関する規定、同第9章の賞じゆつに関する規定及び皇宮警察基本規程（昭和23年国家公安委員会規則第10号）第10章の表彰に関する規定が、なお効力を有するものとしていたのであるが、今回別添のとおり警察法第70条の規定に基づき、警察表彰規則が制定せられ、昭和29年8月6日をもつて公布（官報登載）せられ、公布の日から施行されることになった。

この規則の従前の規定と相違する点及び運用方針は次のとおりであるから運用上遺憾のないようにせられたい。

前記命によって通達する。

### 記

1 国家地方警察基本規程においては、表彰と賞じゆつの規定が別章となつていたが、賞じゆつは、表彰の特別の場合であるので、これを一括してこの規則に定め若干の改訂を加えた。

2 この規則においては、表彰種類に新たに「賞誉」が設けられた。

従前の規定による表彰は、功労又は業績があつた者又は部署に対して行い、犯人検挙等の表彰である、いわゆる捕賊賞与等は表彰に含まれないものとされていた。そのため、これらに該当する表彰が国家地方警察基本規程に拠らない、いわゆる内賞等の表彰の形で行われていたが、この規則においては、これらのうちなお功労が認められる者に対する表彰として新たに「賞誉」を設け、賞詞又は賞状の下に位する表彰とした。この表彰は、犯人検挙等に関し功労があつた場合のほか、実務成績等が優良なる職員、研修成績等が優秀なる職員或は業績が優秀である部署に対して授与するものである。

3 この規則による警察功労章及び警察功績章は、従前のそれと同級であつて、警察功労章は、警察表彰の最高のものであり、警察功績章は、警察功労章に次ぐ表彰である。

賞詞及び賞状も従前のそれと同級であり、これらの表彰は、それぞれ、警察職員又は

警察の部署に授与する。

4 警察協力章及び感謝状は、従前のそれと同級であり、警察部外の者又は団体に対して授与する。

5 賞じゆつ金は、危害を加えられ又は災害を被ることを予断できるにかかわらず職務を遂行したということと、その功勞により警察功勞章、警察功績章又は賞詞を授与されることを要件とし、それらの表彰に附与されるものと定められた。

なお、都道府県警察において、条例その他により、この規則による賞じゆつと趣旨を同じくするものを「特別救慰金」又は「特別見舞金」等として表彰に附与することは差支えない。

6 警察功勞章、警察功績章、警察協力章及び賞じゆつ金は、警察庁長官が授与（又は附与）するものであり、この表彰の上申は、皇宮警察本部長、管区警察局長、北海道地方警察通信部長、警視総監又は北海道警察本部長にあつては、警察庁長官に上申されたい。又府縣市警察本部長にあつては、管区警察局長を経て、方面本部長にあつては、道警察本部長を経て警察庁長官に上申されたい。

賞詞、賞状、賞誉及び感謝状は、表彰授与者が、その所部の職員（職員に対する協力については感謝状）又は所属の部署に対して授与するものであるが、賞詞、賞状及び感謝状については、その功勞又は業績の程度に従つて警察庁長官又は管区警察局長が、それぞれ、所部の警察職員以外の警察職員又は所属の部署以外の部署に対しても授与することができるものである。この場合においては、被表彰者の属する警察の管轄の区分に従い、それぞれ、前段の警察功勞章等の場合に準じて上申することとせられたい。

又これらの表彰は、警視総監、道警察本部長、府縣市警察本部長又は方面本部長の表彰に加えて、警察庁長官又は管区警察局長の表彰を併賞することができるものである。

7 表彰上申書には、次の事項を具備するものとする。

表彰の種別

功勞又は業績の概要

功勞又は業績が部内外に与えた影響

表彰を受けるべきものの履歴書、身上及び勤務成績に関する書類の写（部署の表彰上申の場合を除く。）

その他参考となる事項

8 副賞は、予算の範囲内で附与するものとし、その額は、次表の基準のとおりとする。但し、この金額は、特別の必要がある場合は、この表の5倍まで増額して附与すること